南砺市消防団条例の一部改正の

パブリックコメントにおけるご意見と市の考え方（回答）

　平成２５年１月２１日から１月３０日まで実施した「南砺市消防団条例の一部改正（案）」のパブリックコメントにおいて、１件（２項目）のご意見をいただきました。

　ご意見と市の考え方は次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | ご意見 | 市の考え方（回答） |
| １ | 日中の火災など災害が発生した時、市外に勤務している団員がかなりおり、出動出来る団員が限定されることから、今回の災害支援団員制度には賛成です。しかし、資格条件に団員経験年数１５年以上とありますが、年齢的に高齢となる方が多くなり現場出動時に体力的に問題があるように思われます。もう少し経験年数を緩和した方が…。または、各分団によって状況が色々違うと思うので分団長推薦を認めてはいかがでしょう。 | 今回災害支援団員については、高齢化や過疎化、社会的状況等から、消防団員の担い手が不足する地域方面団の課題解決のため設置するものです。資格経験年数に関しては、一定の現場経験を担保するものです。任用の運用に関しては、分団所属となることから、団員経験者の中から、分団長の推薦を受けて、方面団長が承認、団長が任命する流れとなります。※経験年数１５年以上は、消防団幹部会において決定されたものです。 |
| ２ | また、災害出動は自己覚知で出動するのは問題です。出動は各分団長が要請したのみに限定するべきだと思います。〔指揮系統が混乱するし災害支援団員が勝手な行動をしてしまい逆に災害が拡大する恐れがあると〕 | 　上記の運用の流れにおいて、現場指揮系統を理解した方の推薦や分団内の調整が前提となります。また、階級は団員であり、指揮系統に支障が発生することはないと考えております。 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　問い合わせ先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　南砺市　総務部　総務課　消防防災係

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当：米澤・稲垣　電話0763-23-2003